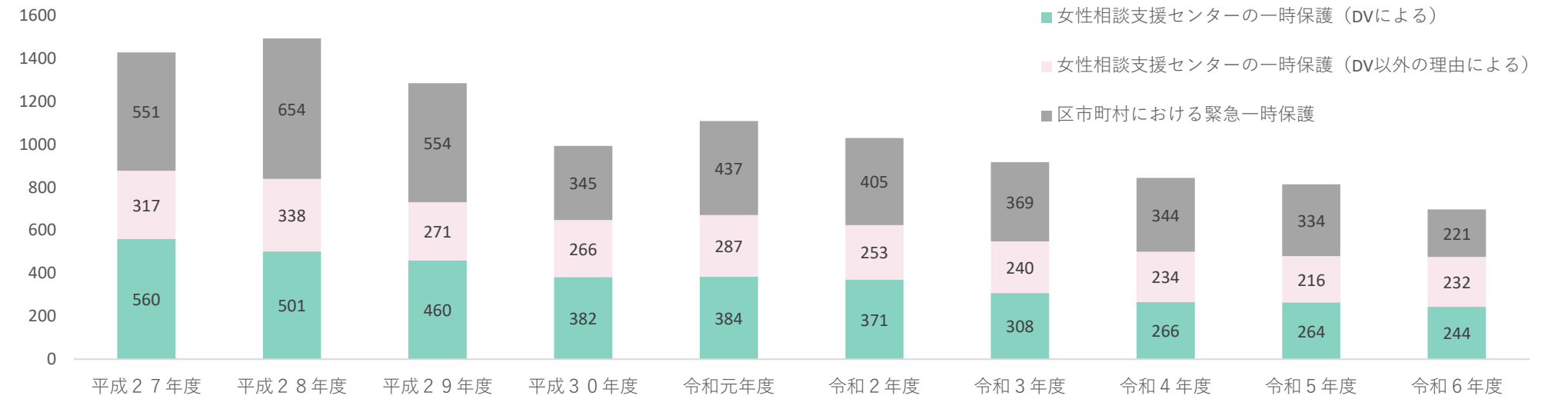


区市町村における緊急一時保護の実施状況

(資料3別添)

女性相談支援センターの一時保護件数と区市町村における緊急一時保護事業ともに長期的には減少している。全ての区市で緊急一時保護事業を実施している。

【女性相談支援センターの一時保護件数（DV及びDV以外の理由）、区市町村における緊急一時保護件数の推移】



※区市町村における緊急一時保護件数は、東京都生活文化スポーツ局の「配偶者暴力対策に関する区市町村事業調査」による。

【自治体の緊急一時保護の受入先】

（各施設を活用している自治体数、令和5年度）

受入先の施設種別	区部	市部	合計
母子生活支援施設	21	26	47
保護施設等	17	7	24
民間シェルター	16	7	23
ホテル等の民間宿泊施設	9	8	17
アパート等民間共同住宅	1	2	3
その他	3	3	6

※一つの自治体で複数の受入先を確保している場合もある。

※「その他」は、高齢者施設、障害者虐待緊急一時保護事業等

【自治体の緊急一時保護の役割について】

（基本計画策定時の女性相談支援員へのヒアリング結果）

- 追及があるDVケースについては、女性相談支援センターの一時保護を利用
- 本人の気持ちが決まっていない時などに自治体の緊急一時保護を利用
- 通勤、子供の通園等を考慮する場合に自治体の緊急一時保護を利用